

仕様書

1. 業務の目的

解体を予定している火の山ロープウェイ火の山駅(上駅)及び壇の浦駅(下駅)の廃棄物処理を行う。

2. 業務名

下関市火の山ロープウェイ廃棄物処理業務

3. 業務期間

契約締結日から令和7年2月14日まで

4. 業務の実施場所

火の山ロープウェイ火の山駅(下関市大字椋野)

火の山ロープウェイ壇の浦駅(下関市みもすそ川町)

※別紙2位置図参照

5. 業務内容

解体を予定している火の山ロープウェイ火の山駅(上駅)及び壇の浦駅(下駅)の廃棄物を処分するもの。

6. その他

- (1) 履行に際しては市の指示に従うこと。
- (2) 業務の遂行にあたっては環境に十分配慮すること。
- (3) 作業員が起こした損害については、請負者が責任を負うこと。
- (4) 廃棄物の運搬にあたっては、交通法規を遵守しつつ、途中積載物が飛散しないように十分注意すること。
- (5) 廃棄物処理法に則り産業廃棄物管理票(マニフェスト)を提出すること。
- (6) その他協議が必要な事項が発生した場合は、市と随時、遅延なく協議の上、解決し業務を行うものとする。
- (7) 業務のうち、しものせきエコマネジメントプランに基づく環境に関する特記事項は、別紙3特記仕様書(環境編簡易)のとおりとする。また、下関市暴力団排除条例による措置については、別紙4下関市暴力団排除条例による措置に係る特記事項のとおりとする。

7. 現地確認

廃棄物の内容については入札参加確認申請書の提出前に現地確認を行うこと。また、その際には事前に市担当者へ連絡し、市担当者とともに確認を実施すること。

8. 完了報告

業務が完了したときは、速やかに完了報告書を提出すること。